

平成29年 第4回総会・会議録

1. 日 時 平成29年9月8日(金) 午前10時～10時30分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大集会室

3. 出席委員 農業委員 (17名)

1番 藤堂 孝雄	2番 森上 恵美香	3番 間 勉
5番 永津 てるみ	6番 大迫 正勝	7番 大川 國保
8番 村上 護	9番 椰野 保博	10番 井手尾 秋義
11番 八木田 経二	12番 岩谷 紀尚	14番 古海 博
15番 濱中 興三	16番 稲光 進	17番 奥野 泰美智
18番 尾倉 加三	19番 中村 治雄	

農地利用最適化推進委員 (13名)

20番 黒崎 隆博	21番 松根 豊春	22番 矢野 秀樹
23番 中村 眞一	24番 大下 治三	25番 藤井 静博
27番 村田 安行	28番 平尾 長正	29番 古田 俊策
30番 立岩 新吉	31番 三村 訓章	32番 中畑 栄
33番 寺岡 朝治		

4. 欠席委員 (3人)

4番 川江 秀孝	13番 下澤 繁道	26番 尾上 進
----------	-----------	----------

5. 事務局・出席職員

事務局長 森元 義男	次 長 石丸 校寛
係 長 橋本 浩司	主 査 奥 浩二
主 査 武智 良枝	主 任 泉 弘明

6. 報告事項

報告第 8号 非農地証明願について	1件
報告第 9号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第 10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について	13件
報告第 11号 農地法施行規則該当転用届について	2件
報告第 12号 公共事業に関する農地一時転用届出について	1件

7. 議案及び結果

議案第 14 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について	2 件
議案第 15 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	3 件
議案第 16 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 17 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	2 件

事務局 おはようございます。総会前の調査委員会の関係で、定刻から遅れましたことをまず、お詫びしたいと思います。ただ今より、平成 29 年第 4 回東部農業委員会総会を始めます。総会に入る前に、皆様、携帯電話をマナーモード等をお願いいたします。本日の出席状況は、3 人ご欠席でございますが、定足数には達しておりますこと、ご報告いたします。それでは会長よろしくをお願いいたします。

議長 ただ今より第 4 回総会を開会いたします。報告第 8 号から事務局説明をお願いします。

事務局 第 4 回総会に次のとおり報告および議案を提出する。
平成 29 年 9 月 8 日
北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第 8 号非農地証明願についてについて
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご報告いたします。

報告第 9 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてについて
<第 1 ~3 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、3 件ご報告いたします。

報告第 10 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について
<第 1 項~第 13 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、13 件ご報告いたします。

報告第 11 号農地法施行規則該当転用届について
<第 1 項~第 2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2 件ご報告いたします。

報告第12号公共事業に関する農地一時転用届出について
＜第1項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、1件ご報告いたします。

議長 ただ今、報告第8号から12号まで報告しましたが、本件は報告事項
でございますので、ご承認願います。
それでは、これより議案の審議に入ります。議案第14号「農地法第
18条第6項の規定による通知について」事務局から説明をお願いしま
す。

事務局 議案第14号農地法第18条第6項の規定による通知について
＜第1項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、2件ご審議お願いいたします。

議長 それでは地元委員の補足説明をお願いします。欠席のようですが、何
か他の委員さんの説明がございますか。

事務局 この件につきましては合意解約ですので問題ないと思われま
す。ご審議いただければと思います。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませ
んか。
(異議なしの声)

議長 ご異議は無いようですので、議案第14号につきましては、受理す
ることにいたします。
続きまして議案第15号「農地法第3条の規定による許可申請につ
いて」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第15号農地法第3条の規定による許可申請について
＜第1項～第3項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、3件ご審議お願いいたします。

議長 それでは、今月担当の第2調査委員会 大川調査長から、報告をお願
いします。

調査長 本会議前に調査委員会を開催しまして、調査委員の皆さんから異議な
しということで本会議に上程させていただきました。よろしくお願
いします。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。
 (異議なしの声)

議長 ご異議は無いようですので、議案第15号につきましては、許可と決定いたします。

 なお、本件については、先ほどの第2調査委員会の中で説明をおこないましたが、さらに皆様方の同意が必要になりますので事務局の方から説明をお願いします。

農地担当係長 それでは、先月の第1調査委員会からの引続きですが、第2調査委員会でもこの農地法第3条の現地確認についていかがなものか、という意見がございました。これまで地元委員でやっていただいておりますところを、地区以外の委員さんからも現地確認していただくように定めておりましたが、3条について言えばこれまでどおりでいいのではないかというご意見を賜りました。新体制となった2ヶ月間は担当委員と地元委員とで行っておりましたが、そういうご意見がございましたので、今後は旧来どおり、現地の状況に精通された地元委員に現地確認等と総会での報告をお願いするという内容で、今回この場で可否についてお聞かせ願えればと思います。

議長 事務局の説明のとおり、第1調査委員会でも意見が出たし第2調査委員会でも同様の意見が出ましたので、先ほどの第2調査委員会でも意見交換をしています。今までどおり、地元委員に連絡をして調査するなりして対処する、そして、調査委員長ではなく地元委員の意見を求めるということでご承認願えますか。
 (異議なしの声)

議長 では、そういうことでお願いします。
 続きまして議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第16号農地法第4条の規定による許可申請について
 <第1項～第3項について別紙議案書のとおり内容を説明>
 以上、1件ご審議お願いいたします。

議長 引き続き第2調査委員会 大川調査長から、報告をお願いします。

調査長 ただ今の件、現地調査をいたしまして、問題ないのではないかと調査委員会で決定しました。総会の方でご審議をお願いします。

議長 　　ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。
（異議なしの声）

議長 　　ご異議は無いようですので、議案第16号につきましては、許可相当と決定いたします。
　　続きまして議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局 　　議案第17号農地法第5条の規定による許可申請について
　　<第1項～第2項について別紙議案書のとおり内容を説明>
　　以上、2件ご審議お願いいたします。

議長 　　続きまして 大川調査長から、報告をお願いします。

調査長 　　ただ今の件ですが、現地調査をいたしました。問題ないということで調査委員会は決定いたしました。よろしくをお願いします。

議長 　　ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。
（異議なしの声）

事務局長 　　1点補足だけさせていただきます。お手元18ページにただ今の第1項の地図をつけております。譲受人は若松区の事業者ですが、申請地のすぐ下の土地を既に事業で使用しています、全く外部からやって来たわけではございません。従来のスペースが狭くなったので少し広げるという内容でございました。第2項につきましては19ページになるのですが、所有権移転の贈与、というような話が先ほどの調査委員会で説明がありましたことを、付け加えていただきました。以上です。

議長 　　では、皆さん方からはございませんでしょうか。

立岩委員 　　横代南町の15坪くらいの土地を、他所から見に来て貰いましたが、水利権とかいろいろな件でよく分からないかと思えます。今までどおり、地区協議会でしていたとおり、でいけませんか。

事務局長 　　確かに、先ほどの3条では、権利の移動ですから地元委員さんの意見がまず第1です。新体制になってからは第1調査会、第2調査会と2回にわたって現地調査を試みたわけですが、先ほど決をいただきましたようにそれは見送ろうと、地元委員さんを中心に決めることになりました。ただ、4条、5条に関しましては県に上げる議案でございます。地元委

員さんが中心になっていくことは当然なのですが、新しい体制になって皆さんのまた違った視点で見ていくことも必要かと思えます。是非これについては、面積の大小、中身の濃淡を区別せず、議案として上がったものは新しい体制で皆さんの目で審査していく、という形で進めさせていただきたいと思えます。

立岩委員 大体分かりましたけど、地元の私だけでは100%信用されてもらっていないのではないかと、自分で単純にそう思ったものですから。

議長 立岩委員さんから出された問題は別の問題として、先に議案だけ処理したいと思えます。今報告なされた件について皆さん方のご意見はございませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議は無いようですので、議案第17号につきましては、許可相当と決定いたします。

立岩委員さんから出された問題については、地元委員を信頼しているわけですが、地元以外の委員にも地域を覚えていただくため、そしてさらには農地パトロールということも含めて、調査委員会として現地調査を行うということでやりたいと思えます。

(立岩委員をはじめ、了解の声)

議長 以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。

本日の署名委員さんは、7番大川委員と8番村上委員です。よろしくお願ひします。

そのほか、何かご意見ございませんか。

黒崎委員 宅地の課税についてですが、農業委員会から課税課に連絡しているのですか。

事務局 転用したものについては、課税課が2ヶ月に1回程度、受付処理簿を見に来ています。こちらからは連絡していません。

議長 担当部署が、それ以外にも法務局からの書類、航空写真なりで情報収集して課税しています。農業委員会からは一切やっておりません。

他になれば事務局のほうからどうぞ。

事務局長 1点だけ連絡事項です。お手元の1枚紙、九州北部豪雨について、県内朝倉、大分、日田等々を襲いました豪雨被害でございます。これに関

しまして、県の農業会議の方から我々農業者、農業委員会からも義援金を送ろうではないかという依頼の文書が参りました。文書には金額等は書かれていないのですが、参考までに昨年熊本地震の際には一人当たり千円集めさせていただいております。今回の北部豪雨に関しましても農業委員、推進委員ともにお一人千円という形で、そしてそれを親睦会、親和会のほうからよろしければ支出させていただきたいと思います。是非、ご承認をお願いします。

議長 個人的には現地に行ってボランティア活動したり、募金をしたりはありますが、事務局から説明があったとおり、東部農業委員会として親睦会のほうから一人千円づつさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。
(賛同の声)

議長 それでは、他にありませんか。

事務局 事務局担当から1つだけ。活動記録簿の提出をお願いします。

村上委員 前の様式のほうが書きやすかったです、新しい分は活動していない項目が多すぎます、担い手の項目とかは必要ないですよ。

事務局 新しくなりましたので、この様式でお願いします。これからは担い手についても、農業委員会として推進していく必要があります。

議長 いろいろ活動項目はありますがけれど、例えば、立ち話の中で農業者年金の加入についてもふれてみた、1時間たっていた、ということで結構です。項目どおりやれというわけではありません。時間の余裕があるときに農家の方と接触する中で意見交換した、その内容が項目にあったということで記載していただければありがたいことです。

奥野委員 様式は全国共通ですか。

農地担当係長 全国共通です。

議長 皆様方の日常活動の出席簿とってください。手元用ノートに記載した分をコピーして提出していただいても結構です。どちらにするかは各委員さんにお任せいたします。

奥野委員 利用状況調査はいつまでですか。

農地担当係長 農地パトロールのことですね、10月20日までです。

黒崎委員 利用意向調査も同じことですか。

農地担当係長 利用意向調査は事務局の方で行います。郵送によって遊休地になっている農地の今後についてお伺いするのですが、場合によっては、農業委員さん、推進委員さんにお尋ねに行ってもらえるかもしれません。

議長 他はいいですか。では、以上で第4回総会を終了します。お疲れ様でした。